

### 8-3-2 根拠のある懸念に関するガイダンス文書 仮訳

「[Guidance document - Substantiated Concerns](#)」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Guidance%20-%20Substantiated%20concerns.pdf>

## EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する専門家グループ

### ガイダンス文書<sup>13</sup> - 根拠のある懸念

関連法：EUTR—第 8 条 (4) 項および第 10 条 (2) 項

#### 第三者から示された根拠のある懸念：

規則 995/2010 (EUTR) の第 8 条 (4) および第 10 条 (2) 項に従って、EUTR 管轄官庁 (CA) は、第三者から示された**根拠のある懸念**を含む関連情報を得た場合、事業者および監視団体に対して (追加の) 検査を実施することができる。

根拠のある懸念とは、EUTR の非遵守に関連した情報で、証明または証拠によって裏付けられ、EUTR 管轄官庁に提示されたものを言う。根拠のある懸念として、特定の積み荷、サプライヤー、事業者または監視団体を指すこともあれば、違法伐採木材が市場に出荷されるリスクを生み出し、管轄官庁による介入が必要な特定の伐採国における状況を指すこともある。また、合法性を示すためにサプライヤーや事業者が利用する特定の第三者検証制度・機関を意味することもある。

#### ガイダンス：

根拠のある懸念は、国内の行政手続き規則に従って、書面または口頭で管轄官庁に提示することができる。根拠のある懸念を違反疑惑者に伝えたり、意識向上のために、または (該当する場合) 適切な注意を行使する際に関連情報として考慮するために、団体または報道機関を通して他の事業者に示すこともできる。

情報提供者は、根拠のある懸念を伝える際に、以下の要素を可能な限り多く含めなければならない。

<sup>13</sup> 本ガイダンス文書は、EU 木材規則および森林法の施行・ガバナンス・貿易に関する欧州委員会専門家グループの文脈において、加盟国の所轄官庁および欧州委員会環境総局によって作成された。本書で表明されている見解は、いかなる場合でも、欧州委員会の公式見解とはみなされないものとする。

1. 根拠のある懸念の対象者（事業者、取引業者、監視団体）に関する情報（氏名、住所、連絡先）（分かっている場合）。
2. 根拠のある懸念を提示する個人または組織に関する情報（氏名、住所、電話番号）（該当する場合）。
3. 疑われる EUTR 違反の内容（違法木材の市場への出荷、デューデリジェンス・システム（DDS）の欠如、DDS 維持の不履行）。
4. 証拠の種類（例：写真、報告書、証人、またはインターポール、税関当局、生産国の当局、第三国の当局など信頼できる情報源からの情報）。
5. 事業者が遵守していない伐採国内の「適用法」の特定、違法伐採木材であるリスクが無視できないレベルであることを証明するその他の関連情報。
6. 疑われる EUTR 違反が起きている（または起きていた）場所。
7. 疑われる EUTR 違反の対象（種の識別、重量など）。
8. EUTR 違反疑惑の調査に有用だと思われるその他の情報。

管轄官庁は、EUTR の効果的な履行のために第三者の協力を促進することを目的に、国内の行政手続き規則に従って以下を行うことが奨励される。

- 根拠のある懸念を受領したことを確認する。
- 情報提供者に対し、提供された情報に留意したこと、同情報を徹底的に評価する予定であること、必要な場合は今後の調査に同情報が使用される可能性があることを通知する。

追加情報が必要だと管轄官庁が考える場合は、情報提供者に対して当該追加情報の提供を依頼することが奨励される（可能な場合）。

根拠のある懸念が相当程度存在すると評価された場合、管轄官庁は検査を実施しなければならず、EUTR 違反が確認された場合は、EUTR の実施に関する国内法に従ってあらゆる適切な履行措置を取らなければならない。

管轄官庁は、国の行政手続き規則に従って、検査の結果および取られた措置を情報提供者に通知することが奨励される。

管轄官庁は、他の管轄官庁にも関係があると考えられる場合、EUTR 第 12 条に従って、根拠のある懸念を当該管轄官庁および欧州委員会に伝えなければならない。上記の例としては、疑いのある違反が他の加盟国でも発生している可能性がある場合が挙げられる。

管轄官庁は、EUTR 第 11 条 (2) 項、EU および国内のデータ保護法ならびに秘密保持契約に従って、根拠のある懸念を受けて実施された検査およびその結果に関する情報を拡散することができる。